

令和 7年 7月 1日
CERAフジトモ

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日～令和12年6月30日までの5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を 30%以上とする。

<対 策>

- 令和7年 7月～ ①各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施。
②やまぐち“とも×いく” 応援企業登録を受ける。
- 令和7年10月～ 育児休業等及び給付金に関する制度の資料を作成し、掲示板して、従業員に周知する。

目標2：看護休暇を取得できる子の範囲を小学校4年(修了)までに拡大する。

<対 策>

- 令和7年 7月～ 従業員のニーズ、検討開始。
- 令和7年10月～ ①育児介護休業規程を見直し制度を導入する。
②育児介護休業規程を従業員に制度を周知する。